

第22回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成25年12月18日(水)午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

植川智彦, 江種則貴, 木村光寿, 田中敦(新任), 西本勝則, 畑和行, 原田慧子,
原田武彦, 山本佐吉子, 好永順二, 湧田耕辰(新任)(五十音順, 敬称略)

[説明者]

星野満事務局長, 小鹿野智首席家庭裁判所調査官, 渡辺美恵子家事首席書記官,
原田浩一少年首席書記官

[事務担当者兼説明者]

吉川裕司総務課長, 齊藤弘憲総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言(総務課長)

2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁バックアップ委員会から2人の委員が傍聴することを許可した。

3 委員長選任

田中敦委員を委員長に選任した。

4 議事

「広島家庭裁判所における広報活動」について

説明者は、広島家庭裁判所における広報活動の概要や具体的な広報事例を説明した。

[委員長]

前回の委員会では、「少年事件における被害者配慮制度について」というテーマで、各委員の方々から大変有意義な御意見等をいただいた。それらの御意見を踏まえ、特

に広島家庭裁判所で使用している書式について、更に利用しやすいものに改訂したので、議事に入る前に報告する。

具体的には、少年訟廷書記官室の受付カウンターに備え置いてある「出頭カード」（少年事件の関係者が裁判所に来庁した際に記入していただく用紙）について、「出頭」という言葉のイメージが好ましくないとの御意見をいただいたことから、直ちに検討を行った結果、「来庁カード」という名称に変更した。

また、利用者の利便性を向上させるため、「審判の状況説明申出書」にある「説明方法の希望」欄に「口頭及び書面による説明」を加えた。

なお、少年事件記録の閲覧謄写を速やかに行えるようにしてもらいたいとの御意見に関しては、少年事件記録には、被害者や関係者の個人情報に記載されている箇所が多く、そのマスキング処理に一定の時間が必要となるが、できるだけ速やかに閲覧謄写が可能となるよう、引き続き配慮していきたいと考えており、個々の具体的な事案については、担当書記官に遠慮なく御相談いただきたい。

[委員長]

本日のテーマは、「広島家庭裁判所における広報活動について」であるが、本日は、次の2点について御意見を伺いたい。

- (1) 広島家庭裁判所に対する国民の理解と信頼の確保について
- (2) 広報活動やイベントの効果的な集客方法について

[委員]

裁判所は、よほどのことがない限り足を運ぶことがない所であり、非常に堅いイメージがある。

また、中学校の教員を対象とした広報事例では、参加者が4人しかいなかったとの説明があったが、これは少年非行と家庭裁判所との関係について、教員の意識が低いからではないかと思う。この広報事例は、法教育の一環として実施され、参加した4人の教員からは、大変有意義であったとの感想があったようであるが、この感想の意味合いとしては、生徒指導上の課題を抱える中で、法教育というよりは、むしろ少年非行に関して家庭裁判所との連携が必要だということで、その意義を認めたのではな

いかと思う。

[委員]

裁判所に出向くということは、通常、万策が尽き、最後の選択肢としてである。そこで、最終的な判断が下されるという思いが強いため、裁判所に関わることはできるだけ避けたいというのが一般的な捉え方ではないかと思われる。

なお、社会福祉協議会と市役所の生活課が連携を図る中で、問題解決の選択肢として、家庭裁判所の手続案内の紹介を積極的に取り入れるよう指導している。

[委員長]

以前、別の地方裁判所の地方裁判所委員会で同様に裁判所のイメージを伺ったことがあるが、雲の上の人が出てくるところとか、鬼が出てくるといようなことを言われた方がいたことを思い出し、それから随分と時間が経過しているが、やはりそのようなイメージがあることを改めて思い出した。

[委員]

裁判所に対しては、非常に堅い印象がある。

家庭裁判所と地方裁判所では、それぞれ役目が異なっているにもかかわらず、司法という一つのくくりの中でホームページ上も家庭裁判所と地方裁判所が同列に表現されている。特に少年事件に関しては、厳罰化という流れがある中で、家庭裁判所の存在意義というものを際立たせるということ意識した方がよいと思う。

[委員]

裁判所は、堅いイメージがある。

広島家庭裁判所には、本委員会で初めて訪れたが、意外に敷居が高くない感じがしたので、これも大きな要素として大切にしていきたい。

裁判所は、決して国民に身近な存在であろうと思わなくてもよいと思う。裁判所の方から国民に近づいていこうとすると、中立性や公平性が保てなくなるようなこともあると思う。しかし、裁判所から発出される文書は、素っ気ない文書で、意味が分からないことがあるので、裁判所から国民に対して情報発信するときは、国民の目線で、より分かりやすく、かみ砕いて説明したり、相手を見て説明の度合いを変えたりとい

ったことを一つずつ積み重ねていけばよいと思う。

[委員長]

裁判所には、各種パンフレットがあり、ある程度対象者を想定して、内容が比較的簡単なものや家庭裁判所を全体的に詳しく記載したものを作成しているが、その点について御意見を伺いたい。

[委員]

裁判所のホームページを閲覧したが、少し構成が分かりにくいように感じた。

例えば、家事事件のQ & Aが掲載されたページがあり、まるで人生相談の問い掛けを読むような面白いものになっている。ところが、質問部分をクリックして答えを見ると、裁判所にお越しく下さいというような素っ気ないものになっている。せっかく分かりやすいパンフレットを作成されているのに、パンフレットへのリンクが貼られていない。

また、慰謝料や離婚調停のケースにおける結果のデータがあると読み応えがあると思う。

裁判所に情報を求めてくる人に対して、どのような情報を提供すればよいのかという観点で、もう一度、ホームページ等を見直すとよいと思う。

[委員]

裁判員制度等で裁判所を見学してみると、割合に「扉は開いている」と感じた。

家庭裁判所は、これから相続や成年後見人といったものが増加すると思われる中で、身近に感じて気軽に相談に行ける場所であって欲しい。

[委員]

裁判所のホームページを閲覧したが、意外に分かりやすい内容であった。

ただ、用語が日常になじまない用語で、文章の本質に迫ることができず、文章としては比較的堅いといった印象であった。

また、ホームページ上に後見制度の動画があったが、時間的にも8分程度と長くなく、非常に分かりやすかった。

裁判所を理解してもらうのに、若年層であればホームページを閲覧することが多く、

老齡層であれば文字に馴染みがあるのでパンフレットを見るのではないかと思う。年
齡層に合わせて広報のやり方を変えるというのも一つの方法と思う。

[委員]

裁判所を身近に感じることは確かに大事なことと思うが、個人的には、裁判所は怖
いというイメージがあってもよいと思っており、裁判所が身近になり、大勢の方が来
庁されると、裁判所の人的態勢にも限界があるので大変になるのではないかと思う。

広報活動を行うための予算には限りがあるとのことであったが、例えば、フェイス
ブックやライン等は、余り費用が掛かるようなものではないので、検討されてはどう
かと思う。大岡越前みたいなヒーローのような裁判官がいれば、身近に感じるのでは
ないかと思う。

[委員]

裁判所について、一般の方々が知りたい情報は、手続の仕方とか、費用がどれくら
いかかるのかということだと思う。

[委員]

弁護士として一番よく聞かれるのは、手続の方法もさることながら、解決までの期
間である。離婚調停や遺産分割調停を申し立てたいが、解決までにどのくらいの期間
を要するのかというのが一番よく挙がる質問である。例えば、調停であれば、一般的
な調停に関する説明はあるが、月に何回くらい調停が実施されるのかといった情報は
掲載されていない。また、調停委員についても、一般の有識者の方といった極めて一
般的な回答しかない。ヤフー知恵袋のように、質問ができて、それに対する回答が掲
載されるようなページがあるとよい。

[委員]

弱者を保護するような手続に関しては、積極的に解決方法を発信してもよいと思う
が、弱者の方は、情報弱者であることもあるので、どのように伝えていくかが難しい
と思う。

弱者の方に伝える方法として、例えば、こういう事件でこういう判断が出ていると
か、こういう事件にはこういう解決方法があるということ、マスコミを活用して広

報することがあってもよい気がする。

[委員]

公共機関には、公平性や中立性が求められることから、国民の知りたい情報と提供できる情報とのギャップがどうしても生じることになると思う。

また、行政機関や弁護士会等が、法律相談等の様々な相談を開催しているが、その情報が一元化されていないため、トラブルや問題を抱えて誰かに相談しようとしても、どこに行けばいいのかが分からないという人は、結構多いと思う。

[委員]

相続や夫婦関係等の問題で家庭裁判所を利用する人のための広報と、家庭裁判所と接する必要がない一般市民向けの広報とは、全く違う性質のものとして考えた方がよい。

ホームページに関して、必要に駆られて閲覧する方以外は、最高裁判所のトップページから先へは入り入らないと思う。

もっとも、必要に駆られて閲覧する方からすると、動画もあって非常によいと思うが、広島家庭裁判所のホームページを独立したサイトで行うくらいのもがないと、一般人向けではないと思う。積極的に発信していくという意味では、ソーシャルネットワークを活用する方法もあるが、それを利用する人が限られるため、投資価値、費用対効果がどの程度あるのか確証は持てない。

一般市民への理解を高めたいのであれば、間口は少しでも広げた方がよいと思う。例えば、見学ツアー等を企画したのであれば、県内28市町村のしかるべき所に全て案内を送付するようなことをしないと、ホームページだけではなし得ないと思う。

[委員]

広報活動が中途半端なものになると、かえって信頼を失いかねないので、司法サービスとして必要な人に対して必要な情報が届くように、ターゲットを絞ってメリハリのついた広報活動を意識する必要があると感じた。

[委員]

広島市の教育委員会のホームページは、広島市のホームページ上にあるが、子育て、

教育という領域をクリックしないと閲覧することができないため、市民にとって閲覧しにくいものになっているという指摘を受けることもある。

市民がホームページを閲覧して窓口に来られるが、その際、行政の中で職員が使う用語が分かりにくいということをよく聞く。職員が使う用語は、一般市民が使う用語とはかなり異なったものを使うし、とりわけ法律を根拠にしている用語の中には、分かりにくいものがある。

手続でも、書類の様式でも、どのような手順で、どこまで要するのか、また、用語についても、非常に分かりやすい解説を加えることで、裁判所を頼ってくる人を救えるのではないかと思う。

広報ということ以前に、教育の中で法教育というのが根本になければならないということを痛感した。

広島家庭裁判所のホームページを閲覧したが、広島家庭裁判所長の御挨拶を見て、非常に親近感を覚えた。ホームページに広島家庭裁判所長の紹介と写真が掲載されていることは、非常に安心感を与える広報の一つではないかと思う。

[委員]

広島弁護士会も独立したホームページを立ち上げているが、弁護士の名簿や相談センターの地図といった最低限の情報ぐらいで、コンテンツとしては非常に乏しいものになっている。

ホームページを含め、相互リンクができていないなど、法曹三者での連携があまりできていないので、これから何か相乗効果が発揮できるようなものがないかと思う。

広島弁護士会も法教育には非常に力を入れており、法律的な考え方の基礎を学ばせたりしている。裁判所のホームページは、手続論に非常に偏っていると思うので、もっと法律を学びたいとか、法曹を目指したいという人が裁判所の仕事が手にとって分かるようなページがあるとよい。また、中学生や高校生が興味を持って調べられるような分かりやすいページがどこかにあるとよい。

[委員]

検察庁のホームページは、官公庁のホームページから入っていくような仕組みになっており、来庁するときに場所が分かる程度です。

検察庁では、報道関係者に対して、刑事事件の事件処理に関する説明を毎週定時に行っている。家庭裁判所でも、マスコミを活用した情報発信として、具体的な事例に対する判断や解決内容を、事例が特定できないような形で定期的にマスコミに対して発表することで、国民に対して知りたい情報が伝わるのではないかと考える。

[委員]

裁判所のホームページを閲覧したが、思ったよりも分かりやすいと感じたが、パソコンの操作に慣れている年代ならともかく、年配の方に分かりやすいとまでは言えないと思う。

[委員]

数年前から医師会では、インフルエンザに関する病状や予防法などの様々なことを簡単に分かりやすい文章にしてA4表裏1枚で作成し、それを医師会会員のクリニックに備え置いて、患者の方々に自由に取っていただくというを行っている。

[委員]

広島市地域女性団体連絡協議会では、環境部、男女共同参画、青少年育成問題・子育て支援を中心に活動したことを広報活動に入れている。とりわけ、青少年育成問題における児童虐待には、特に力を入れており、弁護士による講演を通じて学んでいる。

裁判所の見学ツアーの案内等については、広島市地域女性団体連絡協議会を通じて広報するのもよいのではないかと思う。

[委員長]

裁判所においても、広報活動を行う上で、関係機関との連携が必要と思われるが、裁判所がどのような立場で、どのように連携していくのがよいのか御意見を伺いたい。

[委員]

広島市社会福祉協議会で重点的に活動している中で問題となっているのは、成年後見に関するものである。各区にも社会福祉協議会があり、広島市社会福祉協議会で統括しているが、各区の社会福祉協議会では、成年後見が必要な方に対してどのように

対応するかということについて、地域の具体的な問題として、その対応に非常に苦慮している。そのような方は、高齢者の方が多く、ホームページには目が届かない。

広島市社会福祉協議会では、成年後見制度を上手に利用していただきたいということで広報活動を行っており、町内会長、社会福祉協議会会長やその役員の方々を中心として、広報誌、新聞、社協通信等からの情報や弁護士による勉強会等を通じ、知識の習得に努めている。

さらに、制度の運用を担う家庭裁判所が、出前講座等を実施していただけるのであれば、真に地に着いた広報活動に繋がると思う。

また、広島市には「市民と市政」という広報紙があるが、この広報紙はすごく定着しており、様々な募集をすると、ホームページから情報を見て応募してきたというよりは、「市民と市政」の中に記事があったので応募してきたという方が大多数であった。ホームページは、確かに大きな情報源ではあるが、紙面による広報も大切に活用していただきたいと思う。

[委員長]

裁判所の広報活動について、どのようなところにニュースバリューがあるのか等に関して御意見をいただきたい。

[委員]

根本的には、報道機関の最大の責務は権力を監視することであるから、権力の宣伝をすることではないのが前提ではあるが、一言で言えば、イベントの中身であって、それが市民にとって意味のあることかどうかである。

先ほど、成年後見の話があったが、家庭裁判所が関わる様々な社会問題に対して、第一当事者というべき家庭裁判所が中心となって、色々な関係者を集めて、その問題に対してどう立ち上がっていくかというようなことをテーマにして、何らかのアクションを起こされるようなことがあれば、積極的に報道すると思う。

もう一つは、裁判官や家庭裁判所調査官の密着取材や、裁判官や家庭裁判所調査官の動きや当事者の反応を一つのケース題材にして、ドラマ仕立てで書くことができれば、是非書きたいと思う。

[委員]

テレビの場合、絵がないと伝えようがない。特に家庭裁判所についてテレビ局側としての悩みは映像ということであり、家庭裁判所の外観の映像を30秒も40秒も使うしかない。

憲法週間における家庭裁判所のイベントにしても、この時期に様々な憲法関係のイベントがあり、例えば、あるシンポジウムで憲法をめぐる様々な議論が行われている一方で、家庭裁判所の見学ツアーが実施されているということになれば、おのずからどちらにテレビ局がいくかというのが見えてくるはずなので、広報として出すタイミングも考えることが大事と思う。

常にニュースは、その日の相対評価で決まるものなので、視聴者（市民）が、知らなかったことを知ったとか、社会的知識が得られた等という部分をくすぐるような形でないと説得力を欠くのかも知れない。

4 次回の予定等

(1) テーマ

「家事調停手続について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成26年6月25日（水）午後3時

以 上